

# 日本自動車殿堂 研究・選考会議規程

2001年11月27日制定

2004年4月22日改定

## 第1条 目的

日本自動車殿堂の研究・選考会議（以下「会議」という）は、研究および調査等に基づき、日本自動車殿堂者（殿堂入り）、日本自動車殿堂歴史車、そして日本自動車殿堂カーオブザイヤー（国産乗用車）、日本自動車殿堂インポートカーオブザイヤー（輸入乗用車）、日本自動車殿堂デザインオブザイヤー（国産および輸入乗用車）、日本自動車殿堂テクノロジーオブザイヤー（国産および輸入乗用車）各賞の最終候補の選考を行い、これらを理事会に提案することを主な目的とする。

## 第2条 議長および委員

会議は、研究・選考会議議長（以下「議長」という）と委員をもって構成する。

## 第3条 任命

議長および委員は、理事会の議を経て会長が任命する。

## 第4条 任期

議長および委員の任期は、いずれも3年とする。ただし再任は妨げない。

## 第5条 選考

1. 会議は、選考の基準を明確にして、研究・調査を踏まえ、高い倫理観のもと、客観的かつ社会的視点に基づき、それぞれの選考にあたる。
2. 会議は、それぞれの最終候補を選考し、殿堂者にあつては表彰文および偉業・経歴など、歴史車および各賞については自動車名等に表彰文などを付して理事会に提案する。

## 第6条 秘守義務

会議は、その審議内容を秘守する。

## 第7条 選考結果の公表

理事会の議を経て決定された殿堂者、歴史車、および各賞などに関する選考結果は、第5条第2項の範囲内において議長のみが適時これを公表するものとする。

## 付則

- (1) この規定は2004年4月22日から施行する。
- (2) この規程の改廃は、理事会において行う。